宇都宮商工会議所
ニュース
特集号

昭和39年4月15日印刷
昭和39年4月20日発行

発行所
宇都宮市旭町1—3,427
宇都宮商工会議所
電話(2)2,622 3,072番
2,905 0,533番

編集兼発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話(2)4,006・6,481番

昭和39年度事業計画並に収支予算決定

3月25日の当所通常議員総会（予算総会）において昭和39年度事業計画並に収支予算が次のとおり決定をみました。

昭和39年度事業計画書

本年度重点的実施事項

イ、宇都宮広域都市建設の促進に協力
　首都圏整備、工業用地の造成、工場の誘致、産業関連施設の整備等に協力し、工業開発を推進する外食品工業木製品工業、機械金属工業、大谷石採石業、布帛玩具製造（輸出を含む）業等の既存産業の振興にも積極的に協力し、宇都宮広域都市建設の実現を期す。

ロ、中小企業基本法の基本施策の浸透に協力
　中小企業基本法に基く基本施策である中小企業の近代化、体質改善の促進、生産性の向上、中小企業の自主的努力の昂揚、商業サービス業の近代化促進等の政策浸透に協力し、法制定の理念実現を期す。

ハ、商業道徳の昂揚運動
　本年度は第九回商業P・R運動になるが、正札励行、正量販売、品質表示、接客サービス向上、陳列、照明の指導に意を注ぎ、以て商業道徳の昂揚を期す。

ニ、輸出産業の振興育成
　政府の輸出振興対策に則りミシン、布帛玩具、木製品造花等輸出産業の一層の発展に協力すると共にその他輸出生産品の勃興を期す。

ホ、商業経営の近代化
　スーパーマーケットの進出に対応、流通機構の合理化流通コスト低減策の考究樹立、共同店舗化、協業化の推進。

ヘ、中小企業経営管理者及技術者研修事業の実施
　中小企業人づくりのための経営管理者、技術者育成の研修制度の拡充、公設職業訓練施設の充実強化を推進すると共に中小企業指導センターの設置を推進す。

ト、商工業に関する基本的諸調査の実施
　流通革新、技術革新、景況、労務関係等の基本的調査の実施。

チ、県生産品の普及向上施策の推進
　P・R並販路拡張施策、品質向上のための技術指導、検査施設の拡充並研修実施。

リ、東北自動車道の建設促進
　東北自動車道の昭和三十九年度着工と東京～宇都宮間の建設整備の促進。

ヌ、国鉄宇都宮駅東口設置促進運動の続行

ル、中小企業対策並に小規模企業対策の強化徹底
　中小企業相談所の機構を一層拡充強化してその達成に万全を期す。

ヲ、公立工業専門学校の誘致

ワ、オリンピック対策商業道徳昂揚運動実施

カ、労働福祉施設充実
　中小企業従業員の福利厚生事業の充実強化を図ると共に従業員共同宿舎の建設を期す。

ヨ、関係団体の指導育成
　商店街連盟、青年会議所、青色申告会、発明協会、計量普及協会、中小企業従業員福祉協議会等傘下六団体を有し、それぞれ活発なる事業をなしつつあるが、これ等団体に密接なる連絡を保ち指導育成に当る。

タ、商工情報の徹底
　ニュースの発行、刊行物の配布、作成等を以て商工情報の徹底を期す。

レ、発明相談所、苦情相談所、法律相談所、経営・経理相談所等の開設

ソ、会員増加は逐次成績を収めておるが、本年は引続き増加に努力し併せて特定商工業者の関心を昂揚せんとす。

昭和39年度宇都宮商工会議所中小企業相談所事業計画

1 基本方針

中小企業基本法の制定公布により、中小企業の進むべき新たなみちと目標が明らかになった好機をとらえて、設備、技術、労務、資金等中小企業特に小規模事業のあい路を打開し、生産性の向上と経営合理化を促進し以って、中小企業小規模事業をして技術革新、流通革命等急激な変転を見つつある経済界の時流に即応させるため相

談、指導活動を活発化することは当所の責務である。

殊に於いて、当所は関係機関と緊密な連繋のもとに、中小企業の人づくりのための経営管理者の育成と技術者の養成に資する事業を第一重点とし、次いで各種の融資斡旋相談を積極化すると共に経営改善の基礎となる各種企業診断の実施並に経理税務に関する記帳指導に重点を指向し、併せて、雇用の促進と労務の確保を図る等、流通革新、技術革新並に設備近代化の新時流に対処して中小企業経営改善を促進するため中小企業相談所の活発な運営を期す。

2 相談指導種目

経営	経営の合理化、近代化等経営の改善
法規	法規一般、行政庁に対する手続等(弁護士担当)
資材	資材一般
金融	事業金融、信用保険等の斡旋
税務	税金についての申告、納付の相談及び税務一般(税理士担当)
経理	帳簿組織等経理一般
労務	就業規則の作成、社会保険(労災、健保、失保等)の事務代行、その他労務管理一般
技術	技術一般
特許	特許権、実用新案権、商標権等(弁理士担当)
意匠	意匠権、商業文案、広告等(弁理士担当)
貿易	貿易手続、取引斡旋、ほん訳等
販売	販売先の紹介斡旋等国内商取引一般
その他	信用調査、諮客令による事務代行等前記以外の事項

3 各種講習会等の開催

4 専門指導員による個別指導

昭和39年度収支予算書

(昭和39年4月1日より
昭和40年3月31日まで)

宇都宮商工会議所

収入の部

(単位 円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1.会費		6,700,000	6,202,500	497,500	
	1.会費	6,670,000	6,200,000	470,000	6,670口 (1口1,000円)
	2.過年度会費	30,000	2,500	27,500	
2.交付金		2,000,000	1,500,000	500,000	
	1.補助金	2,000,000	1,500,000	500,000	宇都宮市補助金
3.事業収入		4,200,000	3,490,000	710,000	
	1.商工技術普及事業収入	1,200,000	1,140,000	60,000	珠算能力、簿記、タイピスト、事務職員、計算尺技能等の検定試験料、外収入
	2.商工振興事業収入	2,500,000	1,900,000	600,000	見本市、各種展示会並に各種催物収入
	3.その他の事業収入	500,000	450,000	50,000	会議所ニュース広告料、その他
4.手数料、使用料		1,300,000	500,000	800,000	
	1.手数料、使用料	1,300,000	500,000	800,000	各種証明、鑑定手数料、会議所貸室使用料
5.寄付金		30,000	30,000	0	
	1.寄付金	30,000	30,000	0	事業に対する寄付金
6.雑収入		350,000	340,236	9,764	
	1.預金利子	50,000	50,000	0	預金利子
	2.雑入	300,000	290,236	9,764	その他雑入
7.繰越金		500,000	872,264	△ 372,264	
	1.繰越金	500,000	872,264	△ 372,264	前年度繰越金
合計		15,080,000	12,935,000	2,145,00	

支出の部

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1.給与費		4,530,000	3,380,000	1,150,000	
	1.給料	3,240,000	2,400,000	840,000	役職員給料

	2.諸給	180,000	150,000	30,000	手当及び雑給（残業手当、その他雑給）
	3.賞与	1,080,000	800,000	280,000	役職員賞与
	4.報酬	30,000	30,000	0	委員嘱託報酬
2.旅費		200,000	170,000	30,000	
	1.旅費	200,000	170,000	30,000	役職員旅費
3.家屋費		835,000	438,000	397,000	
	1.借地料	50,000	63,000	△ 13,000	宇都宮市役所納付
	2.営繕費	570,000	200,000	370,000	家屋並に室内修理
	3.管理費	200,000	160,000	40,000	光熱費、水道料
	4.保険料	15,000	15,000	0	火災保険料（建物、什器、備品）
4.事務局費		680,000	520,000	160,000	
	1.通信運搬費	200,000	180,000	20,000	電話料、郵便料、その他運搬費
	2.消耗品費	120,000	120,000	0	諸用紙、文房具類
	3.図書費	50,000	50,000	0	官公報、新聞、その他図書費
	4.印刷費	80,000	60,000	20,000	諸印刷費
	5.什器費	150,000	80,000	70,000	備品購入及び修繕費
	6.その他諸費	80,000	30,000	50,000	
5.会議費		250,000	250,000	0	
	1.会議費	250,000	250,000	0	議員総会費、役員会費、部会費、その他
6.一般事業費		5,600,000	5,400,000	200,000	
	1.中小企業相談所特別会計繰入金	1,300,000	1,000,000	300,000	
	2.商工振興技術普及事業費	2,950,000	2,800,000	150,000	珠算、簿記、タイピスト、事務職員、計算尺技能検定試験諸費並に各種催物支出
	3.調査研究費	250,000	200,000	50,000	調査研究費
	4.講演会、講習会貿易対策関係費	100,000	50,000	50,000	講演会、講習会、その他
	5.販路拡張費	300,000	200,000	100,000	販路拡張費
	6.観光宣伝商取引斡旋費	150,000	100,000	50,000	観光宣伝、商取引斡旋費
	7 その他事業費	550,000	1,050,000	△ 500,000	会議所ニュース発行、刊行物配布、商業活動調整諸費、その他
7.交際費		220,000	220,000	0	
	1.交際費	220,000	220,000	0	慶弔、接待費
8.公課分担金		750,000	635,000	115,000	
	1.公課	55,000	12,600	42,400	諸税
	2.分担金	695,000	622,400	72,600	日商、関東ブロック、県連合会分担金
9.償還費		1,200,000	0	1,200,000	
	1.土地買入償還費	1,200,000	0	1,200,000	
10.厚生費		350,000	270,000	80,000	
	1.福利厚生費	350,000	270,000	80,000	役職員社会保険料、日商、その他厚生費
11.退職給与積立金等特別会計繰入金		300,000	1,500,000	△ 1,200,000	
	1.退職給与積立金特別会計繰入金 土地買入等基金	300,000	300,000	0	役職員退職給与積立金
	2.積立金特別会計繰入金	0	1,200,000	△ 1,200,000	
12.法定台帳関係補塡金		50,000	50,000	0	
	1.法定台帳関係補塡金	50,000	50,000	0	法定台帳管理費補塡金
13.雑費		80,000	80,000	0	
	1.雑費	80,000	80,000	0	
14.予備費		35,000	22,000	13,000	
	1.予備費	35,000	22,000	13,000	
合計		15,080,000	12,935,000	2,145,000	

昭和39年度宇都宮商工会議所中小企業相談所収支予算書

（特　別　会　計）

（昭和39年４月１日より
昭和40年３月31日まで）

収　入　の　部

（単位　円）

項　目	本年度予算額	前年度予算額	対比増減（△）	備　考
1.経常収入	6,001,170	5,052,580	948,000	
1.県補助金	4,006,170	3,487,580	518,590	1.指導員人件費　27,000円×7人×12ヶ月＝2,268,000円 2.補助員人件費　11,000円×2人×12ヶ月＝264,000円 3.指導員旅費　20,000円×7人＝140,000円 4.特別研修費　62,170円 5.講習会等開催費　1,029,000円 6.庁費　2,000円×7人×12ヶ月＝168,000円 7.スーパーカブ購入費　40,000円 8.調査費　35,000円
2.市補助金	600,000	500,000	100,000	
3.会議所自己負担	1,300,000	1,000,000	300,000	
4.手数料	95,000	65,000	30,000	
2.臨時収入	10,000	6,400	3,600	
1.雑収入	10,000	6,400	3,600	
3.繰越金	0	0	0	
1.繰越金	0	0	0	
合　計	6,011,170	5,058,980	952,190	

支　出　の　部

科　目	本年度予算額	前年度予算額	対比増減（△）	備　考
1.経営改善普及事業	4,953,970	4,094,180	859,790	
1.指導員人件費	2,872,000	2,164,500	707,500	1.俸給　175,000円×12ヶ月＝2,100,000円 2.家族手当　6,000円×12ヶ月＝72,000円 3.特別手当　175,000円×4ヶ月＝700,000円
2.補助員人件費	356,800	265,100	91,700	1.俸給　22,000円×12ヶ月＝264,000円 2.特別手当　22,000円×4ヶ月＝88,000円 200円×2人×12ヶ月＝4,800円
3.指導員旅費	202,170	170,000	32,170	1.旅費　20,000円×7人＝140,000円 2.中小企業センター派遣費＝62,170円
4.講習会等開催費	1,049,200	938,400	110,800	1.講師謝金　800円×875時間＝700,000円 2.講師旅費宿泊料　2,500円×50回＝125,000円 3.会場借上料　1,000円×100回＝100,000円 4.資料費　90円×1,380＝124,200円
5.調査研究費	35,000	0	35,000	
6.指導員事務費	438,800	536,000	△ 97,200	1.備品費　76,800円　スーパーカブ更新外 2.消耗品費　70,000円　文具諸用紙外 3.印刷製本費　50,000円　業務案内外 4.通信運搬費　130,000円　郵便電話料外 5.図書費　30,000円　参考書外 6.燃料費　80,000円　石炭、電気、ガソリン 7.公課　2,000円　スーパーカブ税
（経営カルテ作成費） （廃目）	0	20,180	△ 20,180	

2.一般事業費	414,000	310,000	104,000	
1.商業振興費	160,000	110,000	50,000	1.商業振興事業費 60,000円 2.同 研修費 60,000円 3.同 調査費 40,000円
2.工業振興費	184,000	130,000	54,000	1.工業振興事業費 64,000円 2.同 研修費 60,000円 3.同 調査費 60,000円
3.労務対策費	70,000	70,000	0	1.労務対策事業費 50,000円 2.同 調査費 20,000円
3.管理費	643,200	654,800	△ 11,600	
1.人件費	70,000	70,000	0	1.超勤手当 70,000円
2.事務費	50,000	70,000	△ 20,000	1.器具修理費 30,000円 2.雑費 20,000円
3.会議費	60,000	80,000	△ 20,000	(商)審査員中食代その他茶菓代
4.福利厚生費	250,000	220,000	30,000	職員社会保険料、年金掛金等
5 退職給与積立金	200,000	200,000	0	
6.予備費	13,200	14,800	△ 1,600	
合計	6,011,170	5,058,980	952,190	

昭和39年度における特定商工業者法定台帳の作成管理及び運用に直接必要な経費の明細書

昭和39年度特別会計収支予算書

（昭和39年4月1日より 昭和40年3月31日まで）

宇都宮商工会議所

収入の部

（単位 円）

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1.本年度負担金		1,200,000	1,140,000	60,000	
	1.本年度負担金	1,200,000	1,140,000	60,000	特定商工業者1,550人×97/100(1,500人)×800円
2.過年度負担金		0	0	0	
	1.過年度負担金	0	0	0	前年度業者数 前年度予算額 前年度徴収額 1,500人 ×(95/100 − 95/100)
3.補塡金		50,000	50,000	0	
	1.補塡金	50,000	50,000	0	
合計		1,250,000	1,190,000	60,000	

支出の部

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1.給与費		578,000	453,000	125,000	
	1.俸給	420,000	348,000	72,000	専任給 月23,000円×12ヶ月分=276,000円 助勤給 月12,000円×12ヶ月分=144,000円
	2.諸給	18,000	18,000	0	家族手当（専任分）外諸手当
	3.賞与	140,000	87,000	53,000	俸給月額400%=140,000円
2.事務局費		180,753	179,962	791	
	1.施設管理費	41,600	41,600	0	1.電灯料 月200円×3×12月=7,200円 2.石炭4トン分(8,100円×4ヶ月)=32,400円 3.水道料(事務局使用料の1/5)=2,000円

	2.什器備品借料	80,000	80,000	0	1.電 話 機　50,000円×2 2.台帳容器　38,000円×3 3.索引容器　30.000円×1 4.机　9.000円×2 5.椅　子　1.500円×2 6.戸　棚　8,000円×2 7.タイプライター　70,000円×1 8.自 転 車　20,000円×1 9.宛名印刷機22.000円×1 10.暖房器具　7,000円×1
	3.消 耗 品 費	59,153	58,362	791	以上購入額の$\frac{1}{5}$ 1.諸用紙原紙類　25,000円 2.封 筒 類　15,000円 3.筆、墨、その他文具類　19,153円
3.事 業 費		408,620	478,620	△ 70,000	
	1.印 刷 費	69,000	69,000	0	1.台帳用紙（10円×1,800組）＝18,000円 2.解説書、依頼状、記入要領等 15円×1,800組＝27,000円 3.督 促 状（ハガキ印刷代） 2円×500枚＝1,000円 4.索引用紙、分類用紙 3円×6,000枚＝18,000円 5.取引紹介用紙2円×2,500枚＝5,000円 （内1,500枚ハガキ印刷）
	2.通 信 費	69,620	69,620	0	1.郵 便 料　50,000円 台帳記入依頼　10円×2×1,500通分＝30,000円 督促用　5円×500通分＝2,500円 取引紹介(ハガキ)5円×1,500通分＝7,500円 10用×1,000通分＝10,000円 2.電 話 料　19,620円 市外　30円×150回＝4,500円 市内　70円×180通話×12月分＝15,120円
	3.交 通 費	30,000	30,000	0	月1人平均　500円×5人×12月分＝30,000円
	4.広 報 費	240,000	310,000	△ 70,000	1.利用徹底パンフレット 70円×1,500部＝105,000円 2.特定商工業者向広報特集号頒布実費 30円×700人×6＝126,000円 3.新聞広告　4,500円×2＝9,000円
4.福利厚生費		40,627	43,618	△ 2,991	
	1.福利厚生費	40,627	43,618	△ 2,991	1.健康保険料　俸給の$\frac{63}{1000}\times\frac{1}{2}$＝13,230円 2.厚生年金料　俸給の$\frac{35}{1000}\times\frac{1}{2}$＝7,350円 3.失業保険料　俸給の$\frac{14}{1000}\times\frac{1}{2}$＝2,940円 4.日商厚生費　＝17,107円
5.退職給与積立金		42,000	34,800	7,200	
	1.退職給与積立金	42,000	34,800	7,200	俸 給 の 10 %
合	計	1,250,000	1,190,000	60,000	

昭和39年度諸積立金収支予算書

（特　別　会　計）

（昭和39年4月1日より
昭和40年3月31日まで）

宇都宮商工会議所

収　入　の　部

（単位　円）

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対増減比（△）	備考
1.退職資金積立金		2,800,659	2,207,059	593,600	
	1.繰越金	2,300,659	1,707,059	593,600	前年度繰越金
	2.本年度積立金	500,000	500,000	0	本年度積立金 { 一般会計 300,000円 / 中小企業相談所200,000円
2.利子		120,000	93,600	26,400	
	1.利子	120,000	93,600	26,400	預金利子
3.土地買入等基金積立金		1,200,000	2,300,000	△1,100,000	
	1.繰越金	1,200,000	1,100,000	100,000	前年度繰越金（1,100,000円資産繰入）
	2.土地買入等基金積立金	0	1,200,000	△1,200,000	本年度積立金
4.利子		1,500	0	1,500	
	1.利子	1,500	0	1,500	預金利子
合計		4,122,159	4,600,659	△ 478,500	

支　出　の　部

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減（△）	備考
1.退職給与金		2,920,659	2,300,659	620,000	
	1.退職給与金	2,920,659	2,300,659	620,000	
2.土地買入等基金積立金		1,201,500	2,300,000	△1,098,500	
	1.土地買入等基金積立金	1,201,500	2,300,000	△1,098,500	
合計		4,122,159	4,600,659	△ 478,500	

栃木県中小企業各種金融制度のお知らせ

現在栃木県では事業資金の必要な中小企業の皆さんに、県信用保証協会と県内金融機関の全面的な協力を得て、次のようにいろいろな金融制度に依る貸付を行なっております。

御事業の繁栄のためどうぞ皆様がこの制度をとゝとし御利用下さるようお奨め致します。なお、各種制度の取扱いについて、概略を申しあげますが、その手続きの詳細に付きましては、栃木県商工課金融係・電話(0)八、二一一（内線二八三）又は当所中小企業相談所電話(0)五三三へ御遠慮なくお問合せ下さい。

記

(一) 中小企業振興資金

1 取扱機関　栃木相互銀行、各信用金庫

2 融資対象　資本金一千万円以下（従業員三百人以下）の法人又は個人、但し商業・サービス業は三〇人以下の従業員

3 貸付限度　一〇〇万円

4 貸付期間　一ヶ年以内

5 貸付利率　金融機関所定の利率

(二) 中小商業店舗改造資金貸付金

1 取扱機関　県内各金融機関

2 融資対象　常時従業員三〇人以下の法人又は個人の商業・サービス業で業種は物品販売業・飲食業・公衆浴場業・クリーニング業・美容業に限る。

3 貸付限度　一五〇万円

4 貸付期間　三〇ヶ月以内

5 貸付利率　日歩一銭九厘二毛（年利七分）

6 返済方法　四ヶ月据置、二六ヶ月の月賦償還

(三) 益子焼振興資金

1 融資目標額　県貸付金の二倍以上とする。

2 取扱機関　足利銀行

3 融資対象　栃木県陶磁業組合又はその組合員

4 期間と利率　一ヶ年以内、二銭二厘以内

(四) 輸出振興資金貸付金

1 融資目標額　国県の貸付額の倍額以内

2 取扱機関　足利銀行本店

3 融資対象　県内輸出関連業者

4 期間と利率　六ヶ月以内、日歩二銭一厘以内

(五) 商工中金枠拡大融資貸付金

1 指定金融機関　商工中金宇都宮・足利支店
2 融資種類
イ、事業協同組合小口融資々金
ロ、中小企業振興融資々金
3 事業協同組合小口融資々金
イ、融資対象
協同組合・小組合・企業組合・商工組合・商店街振興組合とその構成員
ロ、貸付限度
一組合三百万円（転貸の場合は一組合員五〇万円）
ハ、貸付利率　商工中金所定利率
ニ、貸付期間　一ヶ年以内
4 中小企業振興融資々金
イ、貸付限度
一組合五百万円（転貸の場合は一組合員百万円以内）
ロ、貸付利率　商工中金所定利率
ハ、貸付期間　一ヶ年以内

(ヘ)信用組合育成強化貸付金
1 貸付対象　小規模企業者
2 貸付限度　一企業五〇万円
3 期間と利率　一ヶ年以内、信用組合所定利率

(ト)小規模事業無担保融資貸付金
1 取扱機関　信用組合及信用金庫（保証協会の保証を要す）
2 貸付対象　常時従業員五人以下の法人又は個人
3 資金の使途　新規運転資金
4 貸付限度　一企業二〇万円
5 期間と利率　六ヶ月以内、日歩一銭九厘以内

(チ)繊維市場安定資金貸付金
1 貸付対象
中小企業近代化促進法及び中小企業業種別振興臨時措置法により、業種指定をうけている繊維染色関係協同組合及びその組合員（組合員が不需要期に製品の備蓄を行うために要する資金調達を容易にする制度）
2 資金の使途　備蓄資金
3 貸付限度
一組合一千万円（組合員転貸の場合百万円）組合に於て認定する製品価格の八掛以内として製品を担保として融資す。
但し知事が必要と認めた場合、一組合の限度一千万円を超えることができる。
4 貸付利率　日歩二銭二厘以内
5 信用保証　保証協会の保証を要す
6 取扱機関　各銀行・相互銀行・信用金庫

(リ)中小企業合理化安定融資貸付金
1 取扱機関　各銀行・相互銀行・商工中金・信用金庫
信用組合
2 融資対象　常時従業員一〇人以下の法人、個人小売業
3 資金使途
現金支払により割安な商品仕入に必要な資金とし、共同仕入を優先とす。
4 貸付限度
一企業一千万円
5 期間と利率　一二〇日以内、日歩二銭以内

(ヌ)小規模商業者小口無担保融資貸付金
1 取扱期間　信用組合・信用金庫
2 融資対象　従業員を雇用せぬ小売業者
3 融資金額　一企業につき七万円以内
4 期間と利率　六ヶ月以内、日歩一銭七厘以内
5 借入申込　中小企業互助会

(ル)中小企業設備近代化資金貸付制度
(1)申請資格　中小企業近代化資金助成法に基づく中小企業者で国の指定する業種
(2)貸付条件
1 貸付割合　所要経費の二分の一以内で一〇万円以上三百万円迄
2 貸付利率　無利子
3 償還期間　一ヶ年据置、四年均等年賦又は半年賦償還
4 保証人　確実な連帯保証人二名以上
5 設置期限　貸付決定年度において発注購入し代金支払を完了すること。

(ヲ)中小企業高度化資金貸付金
(1)共同施設資金の対象組合
県内に所在する事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・商工組合・同連合会・商店街振興組合・同連合会・環境衛生同業組合・企業組合
(2)対象施設
法律できめる事業の遂行に必要な施設で機械・器具・装置・建物及構築物に限る。
(3)貸付条件
イ、貸付率　設置に要する金額の二分の一以内、一組合二〇万円以上
ロ、利率と期間　無利子、一ヶ年据置、四年均等年賦又は半年賦償還
ハ、保証人　二名以上
ニ、設置期限　貸付決定の年度内着工、代金支払を完了すること。

(2)企業合同資金
1 貸付対象
イ、近代化促進法の規定による承認に係る合併法人等の申請書に設置を予定している施設として記載されている工場建屋。
ロ、右の申請施設のうち中小企業の近代化に著しく寄与するものと認められる設備
2 貸付条件
イ、工場建屋又は設備の設置に必要な資金の二分の一以内
ロ、利率と期間　共同施設資金と同じ
ハ、保証人等　共同施設資金と同じ
ニ、設置期限　共同施設資金と同じ

(3)工場等集団化資金
イ、対象組合
事業協同組合等の総ての組合員又は所属員が計画に基づいて一つの団地に集団して工場又は事業場を設置するもので組合員の数は中小企業者で二〇人以上であること。
ロ、貸付利率等は共同施設資金と同じ

(4) 店舗集団化資金

イ、対象組合

事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が計画に基づいて一つの団地に集団して店舗を設置するもので組合員の数は二〇人以上であること。

ロ、貸付利率等は共同施設資金と同じ。

(5) 小売商業店舗共同化資金

1 貸付対象組合等

事業協同組合または事業協同小組合または商業を営む中小企業者が他の中小商業者と合併をし、もしくは他の中小商業者と共に出資をして設立する法人であって次に該当するもの。

イ、組合の場合

小売商業店舗共同化計画の内容が組合員の物品を対面販売の百貨店方式またはセルフサービス方式による物品販売業を営むものであることとし（百貨店方式の場合五人以上）

ハ、貸付利率等共同施設資金と同じ。

(ロ) 中小工業機械類貸付

1 借受申込者資格

イ、中小企業等協同組合・中小工業の結成する団体中小工業者

ロ、禁治産者、破産の宣告を受けた者を除く。

2 貸付条件

イ、対象機械は生産・加工・試験検査に使用する機械器具に限る。

ロ、貸付利率及期間限度

貸付利率年3分5厘、期間は最長五年、限度は機械価格百万円以内

ハ、保証人等 二名以上（火災保険貸付額相当額）

ニ、その他 市町村役場・所定の用紙に記入、五月末日迄に提出のこと。

(ハ) 中小工業設備資金利子補給制度

この制度は協同組合等の共同施設及び中小工業の設備近代化促進の為、金融機関から設備資金を借入れた協同組合等及び中小工業者に対し、借入金に対する前年度利子の一部を補給する制度です。

1 借受者資格

イ、中小企業等協同組合・中小工業の結成する団体及中小工業者

ロ、前年度中に資金を借入れて設備を完了し金融機関に利子を支払ったもの

2 利子補給対象条件

イ、対象設備 生産・加工・試験検査に使用する機械器具設備

ロ、中小企業等協同組合・商店街振興組合・知事が必要と認める商工団体の共同施設

ハ、補助の範囲は所定の利率で計算した額の二分の一以内、年五分を越えない額

ニ、市町村役場所定用紙に記入五月末日迄に提出のこと。

◎宇都宮市融資制度について

なお、御案内のとおり宇都宮市におきましても、市内の中小企業の金融面を緩和促進するため次のような融資制度を設け、短期事業資金・長期設備資金を市の指定する市内各銀行に預託し、これまで金融機関と全然取引のない方にも融資ができる様にし、本市の産業振興と企業全般の合理化を促進するため資金の一部を融資しております。

この融資御利用についての細かい御相談は、お気軽に市経済部商工観光課・当会議所中小企業相談所においで下さい。

記

(一) 中小商工業施設改善・従業員宿舎建設資金

1 取扱機関 市内金融機関全般

2 融資対象 市内で一ヶ年以上事業を営む中小商工業者又は協組

3 融資使途 店舗・作業場・宿舎の増改築及これに附帯する施設の改善

4 貸付限度 七〇万円以内、宿舎建設資金は経費の二分の一で百万円以内、組合は三百万円以内

5 貸付期間 三ヶ年以内

6 貸付利率 取扱機関の金利（要保証料）

7 保証人 二名以上

8 返済方法 六ヶ月据置、後月賦償還

(二) 中小工業機械設備資金

1 取扱機関 足利銀行・宇信金・商工中金

2 融資対象 市内で一ヶ年以上事業を営む中小商工業者又は協組

3 融資使途 工業生産用の機械を市内に設備する資金

4 貸付限度 七〇万円・組合は三百万円

5 貸付期間 三ヶ年以内

6 貸付利率 取扱機関の金利（要保証料）

7 保証人 二名以上

8 返済方法 六ヶ月据置、後月賦償還

(三) 中小企業互助会運転資金

1 取扱機関 勧銀・第一・群馬・富士・足利・協和・茨城相互・栃木相互・常盤相互・宇信金・栃中信

2 融資対象 市内で一ヶ年以上商工業を営む中小企業者

3 融資使途 運転資金（商品材料等の仕入資金）

4 融資金額 三〇万円以内

5 融資期間 一ヶ年以内

6 融資利率 取扱機関の金利（保証料は市で全額補助）

7 保証人 二名以上

8 返済方法 二ヶ月据置、十ヶ月月賦償還

小売物価調査報告表

（昭和三十九年三月現在）

区分	品目	単位	価格
			円
穀類・粉製品	うるち米（配給）	1 kg	93.50
	〃（非配給）	〃	100
	〃（外米）	〃	—
	〃（準内地米）	〃	83
	もち米	〃	120.50
	精麦	〃	60
	小麦粉	〃	60
	小豆	100 g	16
	食パン	〃	10
	干うどん	〃	6
野菜果実	かんしょ	1 kg	40
	ばれいしょ	〃	35
野菜・果実	大根	1kg	10
	キャベツ	〃	20
	ねぎ	〃	25
	玉ねぎ	〃	80
	りんご	〃	60
	みかん	〃	120
水産食料品	まぐろ	100 g	16
	さば	〃	7
	いわし	〃	10
	いか	〃	9
	塩さけ	〃	55
	煮干	〃	30
	干のり	1帖（10枚）	180
畜産食料品	牛肉	100 g	75
	豚肉	〃	70
	牛乳	180cc 1本	14
	鶏卵	100 g	22
	バター	1函	180
調味料	醤油	1本	205
	味噌	1kg	95
	化学調味料	1かん	190
	砂糖	1kg	175
	食用油	1ℓ	180
加工食料品	豆腐	100 g	6
	油あげ	〃	30
加工食料品	竹輪	100 g	10
	たくあん	〃	5
菓子	ビスケット	1包	100
	キャラメル	1函	20
	ドロップ	100 g	25
	せんべい	〃	33
嗜好品	清酒	1本	485
	ビール	〃	115
	焼酎	〃	345
	ウイスキー	〃	300
	ジュース	〃	300
	緑茶	100 g	40
嗜好品	紅茶	1かん	150
	たばこ（いこい）	1函	50
繊維品	晒木綿	1m	26
	ポプリン	〃	90
	キャラコ	〃	85
	ネル地	〃	90
	サージ	〃	1,380
	オーバー地	〃	—
	富士絹	〃	350
	ナイロンサージ	〃	225
	男子背広服	1着	10,000
	男子学生服	〃	3,600
繊維品	作業服	1着	1,900
	男子メリヤスシャツ	1枚	200
	男子ワイシャツ	〃	800
	男子くつ下	1足	180
	婦人くつ下	〃	400
	毛糸	500 g 1本	1,500
	打綿	〃	1,200
建築材料	杉角材	1立方m	24,000
	杉板材	1平方m	180
	セメント	1袋	360
	くぎ	100 g	7
	畳表	1枚	430
	板ガラス	〃	60
燃料灯火	木炭	1俵	650
	まき	1束	70
	石炭	1叭	170
	れん炭	1袋	300
	ガソリン	1ℓ	47
家庭用機械器具	テレビ	1台	52,000
	電気洗濯機	〃	23,000
	電球	1個	55
	自転車	1台	16,000
	ミシン	〃	28,000
	時計	1個	4,500
雑品	感冒薬	1箱（25錠）	120
	栄養剤	〃（30錠）	220
雑品	洗濯せっけん	1袋	450
	クリーム	1個	120
	新聞	1ケ月	450
	男子革靴	1足	3,000
	運動靴	〃	300
	げた	〃	380
	ちり紙	100枚	17
	ノート	1冊	20
	飯茶わん	1個	20
	なべ	〃	490
	マッチ	1袋（10箱）	35
	鉛筆	1本	10
	フイルム	〃	180

宇都宮の全商工業者は一人残らず

会員倍加運動実施中

商工会議所の会員になりましょう

◇商工会議所は夫々の地域の経済発展を目指して事業を図つています。
◇商工会議所は商工業者のサービス機関です。
商工業者の世論を商工会議所に集めましょう。

みなさん

★「青少年をたばこの害から守る運動」にご協力下さい

―紙巻きたばこはガンの発生を促進します―

◉ 満二十才のみなさん!!

「もう大人、なんでも自由」というけれど
あなたの体は、あなたが守る責任がある
「喫煙人口に加わるまい」―これを成人の誓に

◉ 青年のみなさん!!

喫煙歴二十年以上の人に肺ガン患者が非常に多いのです。いまなら間に合います。今日から節煙・禁煙へのスタートを―

◉ 四十才以上のみなさん!!

一日十本に節煙しましょう。紙巻きたばこ二十本が境界線四十本以上はガンへの道。

◉ 母親のみなさん!!

ご家庭で節煙・禁煙の監督をして下さい。
ご主人は一日十本以内、末来ある子供たちにはゼッタイ禁煙を実行させましょう。

―たばこの害は世界の学者が認めています―

（主　唱）
全国地域婦人団体連絡協議会
栃木県地域婦人団体協議会
宇都宮市婦人連絡協議会

〝あなたの知識と技能を豊かにする〟

昭和39年度宇都宮商工青年学級のお知らせ!!

主催　宇都宮市
宇都宮市教育委員会
宇都宮商工会議所
宇都宮市商店街連盟
宇都宮中小企業労働福祉協議会

1. 趣旨　商工業に従事する青少年に対し職業及び日常生活に必要な知識、技能を習得せしめ、その資質の向上を図る。

2. 開設場所　宇都宮商工会議所

3. 開設期間　昭和39年4月より40年3月まで1ケ年間
（但し下記の通り4期に区分して実施する。希望者はどの期にも参加することが出来る）

期別	主な対象	回数	期間及開催日時	
第1期	新入従業員向	20	4月6日～4月28日	期間中毎日（但し日曜祭日を除く）
第2期	工業建設業等向	30	5月11日～6月13日	時間　午後　6時30分より　8時30分まで
第3期	商業サービス業向	30	6月22日～7月25日	
第4期	全業種向	22	9月1日～12月15日 40年1月12日～3月1日	期間中　火曜日 時間他の期に同じ
計4期		102		

4. 学習内容　別紙学習内容及担任講師予定表の通り

5. 指導者
学級長　立入隼人　宇都宮市教育長
学級主事　藤生善之助　宇都宮商工会議所専務理事
学級運営委員長　萩原行男　宇都宮市商工観光課長
講師　別紙予定表の通り

6. 受講者定員　各期共60名（男女共学）

7. 受講料　1人宛200円（全期間通用）

8. テキスト及教材　原則として無料配布又は貸与する。（但し海の家、山の家、先進地視察等については事前に連絡して参加料を徴することがある）

9. 受講要領　(1) 受講申込者には「受講者証」を発行する。(2)「受講者証」所持者はいずれの講座にも参加出来る。但し事前に申込んだ期以外のときはテキストがないこともある。(3) 出席は受講生から選出した委員が受付ける。(4) 出席率良好のものには修了証書を、出席率優良にして精勤したものには「精勤証」を授与する。

10. 聴講生の制定　有名講師のみの講座を聴講したいもののために聴講生の制度を定める。
聴講料は200円とする。聴講生には「受講者証」を発行する。

11. 申込期日　昭和39年4月4日まで。

……切……り……取……り……線……

受講申込書

受講者氏名	年令	学歴	連絡先	希望受講期別（希望のものに○印をつけて下さい）			
				1期	2期	3期	4期

上記のものを受講させたく受講料を添えて申込みます。

事業所々在地
事業所名
事業主氏名　　TEL

……切……り……取……り……線……

昭和39年度 宇都宮商工青年学級学習内容及担任講師予定表

第1期　新入従業員向（全産業）　（4月6日より4月28日まで）

区別	題名	内容	予定講師	時間数	摘要
一般教養	商工青年学級生として	開講式に際して	市教育長	2	
	社会人として	青少年の心得（人生観）	星ケ丘中学校長	2	
	働く心得	職場と家庭と余暇	栃木婦人少年室長	2	
	あなた達に望む	自己鍛練（人生観）	市社会教育課長	2	
	職場のエチケット	長上、同僚の関係・職場規律と作業	職業安定課長	2	
	会議所の使命		商工会議所専務理事	2	
	時事雑感	交通法規と青少年不良化防止	警察署長	2	
実務及技能	宇都宮の地理	政治・経済・地理	小川指導員	2	
	宇都宮の歴史	概況	市文化財保護委員長	2	
	宇都宮の産業	概況（現在と将来）	市商工観光課長	2	
	電話のかけ方	電話・電報等	有坂指導員	2	
	手紙の書き方	取引文	宇商高教諭	4	
	客との挨し方	全産業向接客	経営管理士	4	
	新聞の見方	新聞用語と見方	日経新聞支局長	2	
情操	映画と話し合い		市教育委員会	4	
	音楽とコーラス		レクリェーションクラブ員3名	4	
計	16科目		延24名	40時間	

第2期　工業、建設業、運輸業者向　（5月11日より6月13日まで）

区別	題名	内容	予定講師	時間数	摘要
一般教養	生産人の役割	生産の意義と使命	宇工高教諭	2	
	生産管理	概論	技術士	2	◎外来
	何を作るべきか	技術革新下の中小工場の在り方	中小企業診断員	2	◎外来
	安全衛生	概論	宇都宮労基署 第2課長	2	
	新聞の出来るまで	新聞社見学	栃木新聞社	2	
実務及技能	図面の読み方	製図通則	宇工高教諭	10	
	初歩計算尺	手ほどきから実務	同上	10	
	工作機器	名称・用途・用法等	㈱パインミシン	6	
	計測機の使い方	ノギス・マイクロメーター等	㈱三豊製作所	4	
	電気一般	初心者の電気	宇工高教諭	10	
情操	映画と話し合い		市教育委員会	4	
	音楽とコーラス		レクリェーションクラブ員3名	4	
	体育	ピンポン	経営指導員	2	
計	13科目		延34名	60時間	

第3期　商業サービス業者向　（6月22日より7月25日まで）

区別	題名	内容	予定講師	時間数	摘要
一般教養	商人の使命	流通部門の社会的役割	宇商高教頭	2	
	流通革命	現況と将来	中小企業診断員 須田泰三	2	◎外来
	上手な話の進め方		N.H.Kアナウンサー	2	◎外来
	接客態度		中小企業診断員 鴨志田敏治	2	◎外来
	新聞の出来るまで	新聞社見学	下野新聞社	2	
実務及技能	初等簿記	初歩から	宇商高教諭	20	
	広告の作り方		作新学院講師	6	
	店の構造		日本ナショナル金銭登録機	4	
	包装の使い方		新部指導員	2	
	仕入の仕方		亀田指導員	4	
	商品の管理		コンサルタント 筑柴昭和	4	
情操	映画と話し合い		市教育委員会	4	
	音楽とコーラス		レクリェーションクラブ員3名	4	
	体育	ピンポン	経営指導員	2	
計	14科目		延34名	60時間	

(注)　1. 第4期の分は学級生総会（概ね8月初旬）に於いて意見を求めこれを入れて決定する。
2. ◎印で外来とあるは特別講座として市内一般商工業者の傍聴を求める。
3. 第4期の主な予定課目は次の通りです。
◎ 眼で見る移動教室（海の家・山の家・先進地視察）
◎ 研修会（那須青年の家）
◎ 市内名所めぐり商店街工場見学　交通法規の概要・自動車事故の処理要領・税法のしくみ
やさしい法律知識・実用英会話・文芸概論・やさしい心理学・上手な話の仕方（セールス）
生け花・書道・楽器使用法・映画鑑賞・音楽鑑賞・フォークダンス・ピンポン